

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月28日（平成28年（行個）諮問第144号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第208号）

事件名：特定個人が作成を命じた本人の処分を求める文書の不開示決定（存否
応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日Aから特定月日Bまでの間陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である特定個人Bに命じて、開示請求者本人の自宅を捜索し、開示請求者が洗濯機を所持していないことを確認させた上で特定個人Bに作成させた、開示請求者が官品の洗濯機を私的利用したとして処分を求める文書に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月14日付け防人服第8074号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

特定年月日Aに、陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である陸上自衛隊特定学校特定個人Bに審査請求人（開示請求者）の自宅捜索を命じ、特定月日Bに作成させた審査請求人の官品の洗濯機を私的利用したとして処分を求める文書作成に至った経緯は、特定年月日C、特定区役所近傍で催された陸上自衛隊特定学校特定個人Cの送別会の宴席にて、審査請求人が雨天の出勤時に自動車が跳ね上げた泥により通勤着であるスーツを汚してしまい、やむなく特定学校2階にある共用洗濯機を用いて洗濯し、特定学校特定更衣室にて干していたことが話題に上ったことを理由にしている。このような理由で、陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下の処分を求めたことは、パワーハラスメントに相当すると思われ、その事実が明らかにされることは、防衛省における今後の適正な懲戒処分等の手続の実施に資するものである。また、不要な懲戒処分の手続を防止することにもなり、今後の事務の適正な遂行に貢献することにもつながるため、不開示決定の取

消しを求める異議を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、本件文書については、法17条の規定に基づき、平成28年4月14日付け防人服第8074号により、存否の応答を拒否する不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 本件文書の法17条該当性について

本件開示請求については、当該請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書の有無を答えることにより、特定個人が開示請求者の処分を求めたかどうか明らかになり、その結果、今後の懲戒処分等の手続において、規律違反の申立てをちゅうちょするなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号に該当するため、同法17条の規定を適用することとし、存否の応答を拒否する原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「処分の事実が明らかにされることは、防衛省における今後の適正な懲戒処分等の手続の実施に資するものであり、不要な懲戒処分手続を防止することにもなり、今後の事務の適正な遂行に貢献することにもつながる。」と主張し、不開示決定の取消しを求めるが、本件開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書の存在の有無を答えることは、特定個人が開示請求者の処分を求めたかどうかを明らかにすることとなり、その結果、今後の懲戒処分等の手続において、規律違反の申立てをちゅうちょするなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月30日 | 審議 |
| ④ 同年2月23日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日Aから特定月日Bまでの間陸上自衛隊特定学校特定個人Aが部下である特定個人Bに命じて、開示請求者

本人の自宅を捜索し、開示請求者が洗濯機を所持していないことを確認させた上で特定個人Bに作成させた、開示請求者が官品の洗濯機を私的利用したとして処分を求める文書」に記録された保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで法14条7号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、審査請求人による官品の私的利用に対する処分を求める文書に記録された保有個人情報につき、当該文書の作成期間及び作成を命じた者（陸上自衛隊特定学校特定個人A）を特定した上で、開示を求めるものであることから、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、特定個人Aが、上記の審査請求人に対する特定の処分を求める文書を作成させた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。

そして、本件存否情報を明らかにすると、その結果、今後の防衛省における懲戒処分等の手続において、規律違反の申立てをしようとする者が申立てをちゅうちょするなど、同省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで法14条7号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条7号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史